

タイ個人情報保護法に基づく初めての制裁金事例の公表

アジア & 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年9月9日号

執筆者:

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[秋山 栞](#)

s.akiyama@nishimura.com

2024年8月21日、タイの個人情報保護委員会（PDPC）は、2022年にタイで個人データ保護法（PDPA）が全面的に施行されてから初めて事業者に制裁金を科した事例を公表しました。科された制裁金の金額は700万バーツ（約3000万円）です。今回制裁金を科された事業者はオンラインショッピングプラットフォームを運営していたようですが、その社名は公表されていません。当該制裁金の原因となった違反事由は以下のとおりです。

①データ保護責任者（DPO）の不選任：当該事業者は、PDPA第41条に基づくDPOの任命を行っていませんでした。PDPAは、データ管理者およびデータ処理者に対し、大量の個人データを処理する等の要件を満たす場合には、DPOを任命することを義務付けています。

②安全管理措置の不備：当該事業者は、個人データの不正使用やアクセスを防ぐための十分な安全管理措置を講じなかったため、データ漏洩事件が発生したようです。これはPDPA第37条第1項に違反します。

③データブリーチ通知の不実施：当該事業者は、データ漏洩事件が発生した後、データ主体から通知を受けたにもかかわらず、PDPCへの報告を怠り、損害を軽減するための措置も行わなかったようです。これはPDPA第37条第4項に違反します。

PDPCは、当該事業者のこれらの違反行為がデータ主体の権利と自由に対して重大なリスクをもたらすと判断しました。また、漏洩した個人データがタイで横行しているコールセンター詐欺に利用された疑いもあるとされています。

上記から、PDPCは、当該事業者に対し、700万バーツ（約3000万円）の制裁金を科することを決定しました。また、PDPCは、当該事業者に対して、将来のデータ漏洩を防ぐため、組織的、人力的、技術的な安全管理措置の全面的な見直しを行うよう命じ、当該改善策に関する報告書を命令受領後7日以内にPDPCに提出するよう求めています。

タイでは、PDPAの全面施行後、PDPCによる処分事例はこれまでも多数存在しましたが、PDPCによる処分内容はいずれも是正命令や指導に留まっていた。また、公表された処分事例もデータ主体の同意を取得せず第三者に個人データを販売したような事例が主でした。

今回制裁金が科された事例は、多くの消費者に影響を与えたことが伺われるものの、その主な原因は安全管理措置の不備によるデータ漏洩であり、そこからDPO不選任やデータブリーチ通知の不実施という違反が発

覚したものだと思います。これらの義務違反は、タイにおいて珍しいものではありません。今回 700 万バーツ（約 3000 万円）という金額の制裁金が科されたのは、今後このような義務違反に対しても厳しく対応するという PDPC の姿勢を示すものとして重要な意味を持つと思われます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com